

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金 補助事業実施の手引 (令和2年度版)



— 目次 —

1	事業の概要	2
(1)	申請ができる事業	2
(2)	事業実施の流れ	2
(3)	予算額	3
(4)	補助金の概要	4
2	基本条件等	5
(1)	補助の対象となる事業	5
(2)	申請者の要件	7
3	補助金の交付申請	8
(1)	はじめに	8
(2)	申請時に提出が必要な書類	9
4	事業の実施	11
(1)	はじめに	11
(2)	事業の実施	11
(3)	計画変更、中止・廃止	12
5	事業の完了報告	13
(1)	はじめに	13
(2)	提出が必要な書類	13
6	補助金の交付	16
(1)	補助金の振込み	16
(2)	補助対象設備の管理	16
7	問合せ先・書類の提出先	17
(1)	問合せ先	17
(2)	書類の提出先	17
	資料（記載例）	18

(注) 事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。

<工事業者の方へ>

屋内での工事等に当たっては、マスクを着用し、手指消毒を十分した上で、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けて施工してください。

1 事業の概要

(1) 申請ができる事業

県内の共同住宅※に新たに以下の全ての設備を導入する管理組合、個人、法人が補助を受けることができます。

※ 2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいいます。また、事務所や店舗などとの併用住宅も含まれます。

- ①自家消費型太陽光発電システム
- ②蓄電システム
- ③停電時に①及び②の電力を利用するための電気設備

※以下、①から③を合わせて「太陽光発電システム等」といいます。

例えば次の場合が該当します。

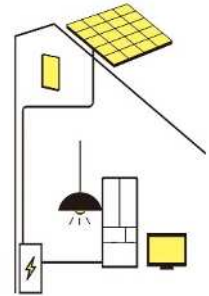
A：上記①～③を既存の共同住宅に設置する場合

(自家消費型太陽光発電システムの増設と併せて蓄電システムを導入する場合も含みます。)

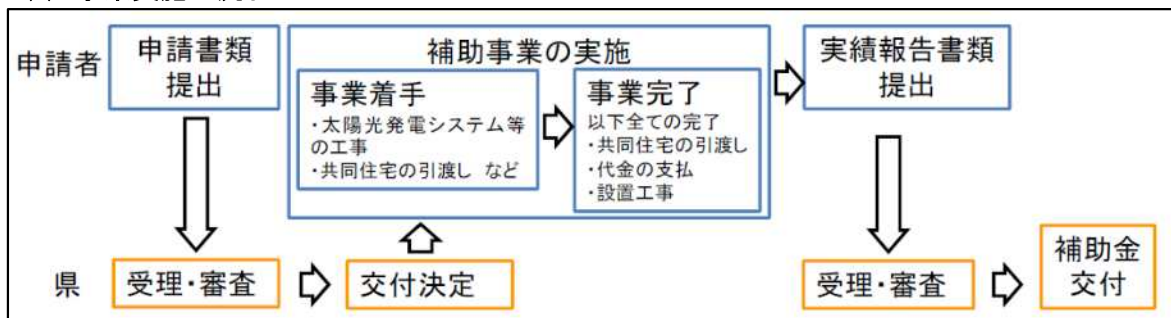
B：上記①～③が設置される共同住宅を新築する場合

C：上記①～③が設置された共同住宅を取得する場合

注：新たに導入する太陽光発電システム等には補助対象となるための条件があります（P5「2 基本条件等」参照）。



(2) 事業実施の流れ



ア 補助金の交付申請について

(7) 交付申請期間

令和2年6月8日（月）から令和3年2月19日（金）までに補助金交付申請を行ってください（期限厳守）。

ただし、交付申請期間に関わらず、予算額（1,000万円）を超える申請があった時点で受付を終了します。受付状況は神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金のホームページでお知らせします。

(イ) 申請書類の提出

補助金の交付を申請する方は、本手引、交付要綱、実施要領をよく確認し、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください(P 8「3 補助金の交付申請」参照)。

提出された申請書類等については審査等を行った上で補助金の交付可否について決定し、申請者に書面で通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要なとなりますので大切に保管してください。

イ 補助事業の実施について

補助事業は、交付決定の後に着手してください。補助金の交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。本事業における事業の着手とは次のいずれかです。

<事業の着手に当たる行為>

①共同住宅の引渡し：太陽光発電システム等が設置された共同住宅の引渡しを受ける場合

②太陽光発電システム等の工事※：新築又は既存の共同住宅に太陽光発電システム等を設置する場合

※太陽光発電システム等を構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。

例：補助対象機器の設置基礎工事(アンカーボルトなど)、補助対象機器の据付工事・電気配線工事、計測表示装置据付工事、特定負荷分電盤の取付工事

<事業の着手に当たらない行為>

①契約・代金の支払

②共同住宅の工事

注：申請受付開始日(6月8日)以前でも可

ウ 事業の完了と実績報告書類の提出について

交付決定を受けましたら、交付決定通知書記載の内容等に従って、事業を実施してください(P 11「4 事業の実施」参照)

事業が完了しましたら、期日※までに、実績報告書類を県へ提出してください。提出された実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します(P 13「5 事業の完了報告」参照)。

※完了日から2か月以内又は令和3年4月30日(金)のいずれか早い日まで(必着)

完了日は、次の3つが全て完了した日です。

①新たに導入した設備や設備が設置された共同住宅の「引渡し」

②新たに導入した設備や設備が設置された共同住宅の代金の「支払い」

③新たに導入した設備の「設置工事」

(3) 予算額

1,000万円

(4) 補助金の概要

ア 補助対象期間

補助金交付決定日から令和3年3月31日(水)まで

イ 補助対象経費

太陽光発電システム等の導入に係る設備費及び工事費から国補助金（太陽光発電システム等の設備費及び工事費該当額）及び消費税等を控除した額（市町村の補助金は控除の対象とはなりません。）

設備費：太陽光発電システム等の購入費用、製品代金

- ①太陽電池モジュール
- ②蓄電池
- ③パワーコンディショナー
- ④災害用電気設備（特定負荷分電盤など）
- ⑤その他太陽光発電システム等を構成するために必要不可欠な設備

工事費：上段の設置工事費用、施工代金

ウ 補助額

補助対象経費の1/3、または100万円のうち、いずれか低い額※

※新たに導入する自家消費型太陽光発電システムの発電出力が3kW未満の場合は、補助額が1/2になります。

注：交付決定後に、補助額について20%を超える減額となる変更や、太陽光発電システム等の仕様等に変更がある場合は、変更申請が必要となります。

交付決定後に、補助金額を増額する変更申請はできません。

2 基本条件等

(1) 補助の対象となる事業

県内の共同住宅に、新たに太陽光発電システム等を導入※する事業（以下「補助事業」といいます。）であって、次の要件に適合するものです。

※ 次の場合をいいます。

- ① 太陽光発電システム等を共同住宅に設置する場合
- ② 太陽光発電システム等が設置される共同住宅を新築する場合
- ③ 太陽光発電システム等が設置された共同住宅を取得する場合

注：県のほかの補助金と併用することはできません。

ア 自家消費型太陽光発電システムの要件

太陽光を利用する発電システム（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定）を受けていないもの）であって、設置する共同住宅の共用部分※₁において、発電システムから得た電力を消費することが要件となります※₂。

また、新たに導入する自家消費型太陽光発電システムの発電出力について、「1kW以上」が要件となります。ただし、3kW未満の場合は、補助額が減額されます（P4「1(4)ウ 補助額」参照）。

※1 居住の用に供する部分で消費されないことが要件となります。

※2 太陽光発電システムの出力は、モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力の小さい方です。

<太陽光発電の導入量と申請の関係>

1kW 以上3kW未満：補助の対象となるが補助額が1/2

3kW 以上：補助額の上限額の申請が可能

注：増設又はリプレースを行う場合は、既存の設備から追加して導入する部分に限り、対象とします。

イ 蓄電システムの設備要件

新たに導入する設備が(ア)又は(イ)に該当する設備であることが必要です。

(ア) 環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」といいます。）により令和元年度以降に登録されているものであること

・SII ホームページ <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

(イ) 次の基準を全て満たしていること

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること。	「ECHONET Lite」規格、その他EMS機器等と通信可能な機能を持っていること。（充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと。）

蓄電容量、定格容量及び繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。	<p>定格容量：JIS C 8715-1で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること。</p> <p>蓄電容量：1.0kWh以上であること。</p> <p>サイクル耐久性：25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで20%以上の指定した値で2,000回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の60%以上であること。</p>
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	<p>定格出力及び出力可能時間：明示すること。</p> <p>保有期間：補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること。</p> <p>修理保証：6年間の修理対応(有償無償問わず)及びその明示、保守部品保持</p> <p>廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること。</p> <p>アフターサービス：連絡先を明示すること。</p>
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと。	JIS C 8715-2を満足すること又はSBA S1101:2011（一般社団法人 電池工業会発行）に準拠した安全性を有すること。

※ 蓄電システム等の設置に当たって安全対策を取ってください。

※ 導入する蓄電システムの蓄電容量が4,800Ah*を超えるものは、設置に当たり火災予防条例に基づく措置をとることが必要となりますので、設置先の市町村の消防署の指導の下、適切な措置を取ってください。（*Ah = 定格容量(Wh)÷電圧(V)）

※ 機器の設置は耐震支持(アンカーボルト等)の対策を講ずることを推奨します。

ウ 通常時及び停電時の自家消費型太陽光発電システムによる電力の利用

通常時(連携運転時)だけでなく停電時(自立運転時)も、共同住宅の共用部分において、新たに導入する自家消費型太陽光発電システムで発電された電力を消費し、かつ、余剰電力を新たに導入する蓄電システムに充電し、充電した電力を共同住宅の共用部分で消費できることが必要です。

<補助の対象となる機能の要件>

仕様書など（カタログや配線図等）で以下の内容を確認します。

①通常時（連携運転時）の機能

- ・自家消費型太陽光発電システムから共同住宅の共用部分へ給電できること。
- ・自家消費型太陽光発電システムから蓄電システムへ充電できること。
- ・蓄電システムから共同住宅の共用部分へ給電できること。

②停電時（自立運転時）の機能

- ・自家消費型太陽光発電システムから共同住宅の共用部分へ給電できること。
- ・自家消費型太陽光発電システムから蓄電システムへ充電できること。
- ・蓄電システムから共同住宅の共用部分へ給電できること。
- ・通常時に使用していた設備の全部又は一部が、非常時においても操作を行うことなく継続して、安定的に使用できること。

エ 未使用品の導入

設置する設備は未使用品であることが必要です。

※ 中古品は補助対象となりません。ただし、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなします。

(2) 申請者の要件

ア 補助対象者

補助金の交付対象となるのは、次の者とします。

① 県内の分譲共同住宅に太陽光発電システム等を導入する管理組合

注：新築の場合で、管理組合が設立されていない共同住宅については、建築主（デベロッパー）が申請を行うことが可能です。ただし、この場合でも、P13「5 事業の完了報告」以降の手續は、管理組合が行うことが必要です。

② 県内の賃貸共同住宅を所有し、新たに導入する太陽光発電システム等を所有する個人又は法人（普通地方公共団体及び特別地方公共団体を除く）

イ 補助金の受給

補助事業を実施する賃貸共同住宅に補助事業者以外の共有者が存在する場合は、補助事業者が他の共有者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとしてします。

例：共有者がいる賃貸共同住宅に設備を導入する場合、共有名義で賃貸共同住宅を新築する場合

3 補助金の交付申請

(1) はじめに

ア 交付申請期間

令和2年6月8日（月）から令和3年2月19日（金）までに補助金交付申請を行ってください（期限厳守）。

ただし、交付申請期間に関わらず、予算額（1,000万円）を超える申請があった時点で受付を終了します。

<受付終了に当たっての考え方>

- ①申請書類の到着日により先後を決めます。
例：10/1510:00着と10/1515:00着は同着とみなします。
- ②予算額を超える申請があった日を受付最終日とします。
- ③受付最終日の翌日以降の申請は受け付けません。
- ④受け付けた申請から不備のない申請を予算の範囲内で受理します。受付最終日に不備なく申請できたものであっても、受付最終日の申請件数によっては受理できない場合があります。
- ⑤受理できなかった申請書類は申請者に返送します。

注：受付状況は神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金のホームページでお知らせします。（受付最終日は当日の夕刻にお知らせします。）

イ 補助金交付申請から交付決定まで

交付要綱及び実施要領の規定に従い、県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。

注：交付申請は、着手予定日の1か月以上前に県に提出するよう、余裕を持ったスケジュール設定に努めてください。

提出された申請書類等については、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づき申請者及び太陽光発電システム等の共有者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認し、補助金交付要綱等に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、申請者に書面で通知します。

なお、交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

(2) 提出が必要な書類

提出する書類は以下のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

※提出先、部数はP17「7 問合せ先・書類の提出先」参照

様式番号等	提出書類	備考
第1号様式	交付申請書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P19 記載例1参照)
第1号様式 別紙1	事業計画書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P21 記載例2参照)
添付資料	契約書(写し)	共同住宅の新築・購入と太陽光発電システム等に係る 契約が別々の場合は、両方を提出してください。 ※注文書と注文請書、購入申込書などでも可としま す。
添付資料	契約書類の内訳書	上記の契約書に、太陽光発電システム等に係る経費の 額が明記されていない場合は太陽光発電システム等 に係る経費の額を証する書類を提出してください。 ※契約書の内訳書や明細書等がこれに当たります。適 当な書類がない場合は、所定の参考様式に必要な事項 を記載し、提出してください。(P33 記載例11参照)
添付資料	仕様書	補助要件を満たすことが確認できる書類を提出して ください。次について確認できるカタログや仕様書等が 該当します。 ①太陽電池モジュールの型式、全体の定格出力 ②パワーコンディショナーの型式、定格出力 ③蓄電池ユニット、蓄電システムの型式(パッケージ 型番)、定格容量 ④その他太陽光発電システム等を構成する機器の型式 (パッケージを構成する機器、自立運転時に機能す るための電気設備等)
添付資料	設置図(機器配置 図、システム系統 図及び単線結線 図)	【機器配置図】 機器の配置が確認できる図面としてください。なお、 屋根にパネルを設置する場合は、屋根の寸法等がわか るように作成してください。 【システム系統図・単線結線図】 通常時(連携運転時)と停電時(自立運転時)の両方で自 家消費型太陽光、蓄電システム、分電盤の接続関係が 確認できるとともに、電力の流れが確認できる図面と しててください。 ※既存の設備を残したまま増設を行う場合は、既存設 備についても記載してください。
添付資料	住民票	個人の場合に、全ての補助事業者(申請者、委任者 (建物の共有者))について提出してください。(発

		行日から3箇月以内のもの) ※ <u>個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。個人番号(マイナンバー)の記載があると受理できません。</u>
添付資料	商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)	法人の場合に提出してください。(発行日から3箇月以内のもの)
添付資料	定款(写し)	法人の場合に提出してください。
添付資料	規約(写し)	管理組合の場合に提出してください。
添付資料	管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類	管理組合の場合に、太陽光発電システム等の設置が管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類(議事録等)を提出してください。 なお、建築主が申請する場合にあっては、太陽光発電システム等が後に設立される管理組合により管理されることが確認できる書類を提出してください。
添付資料	建物の登記関係書類	賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合に、次のいずれかの書類を提出してください。 ①登記事項証明書(発行日から3箇月以内のもの) ②検査済証(写し) ※共同住宅を新築する場合には、建築確認済証(写し)を提出してください。
添付資料	自らの居住の用に供さないことが確認できる書類(写し)	太陽光発電システム等を設置する共同住宅にお住まいの個人の場合に、共用部分と居住部分のそれぞれについて、次のいずれかの書類を提出してください。 ①検針票(電気ご使用量のお知らせ等)(写し) ②需給契約書(写し)
第1号様式別紙2	役員等氏名一覧表	法人又は管理組合の場合に、所定の様式に記載して提出してください。 ※神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。(P23 記載例3 参照)
第1号様式別紙3	委任状	補助事業者が複数の者の場合に、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状を提出してください。 (P24 記載例4 参照)
添付資料	その他知事が必要と認める書類	県が必要に応じて指示する場合に提出してください。

4 事業の実施

(1) はじめに

事業の着手は、必ず交付決定の日以降に行ってください。交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、補助金の交付ができません。

<事業の着手に当たる行為>

- ①共同住宅の引渡し：太陽光発電システム等が設置された共同住宅の引渡しを受ける場合
- ②太陽光発電システム等の工事※：新築又は既存の共同住宅に太陽光発電システム等を設置する場合

※太陽光発電システム等を構成する機器の設置取付と一体不可分の工事を指します。

例：補助対象機器の設置基礎工事(アンカーボルトなど)、補助対象機器の据付工事・電気配線工事、計測表示装置据付工事、特定負荷分電盤の取付工事

<事業の着手に当たらない行為>

- ①契約・代金の支払
- ②共同住宅の工事

注：申請受付開始日(6月8日)以前でも可

(2) 事業の実施

ア 実施に当たっての注意

交付決定を受けた方は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は以下のとおりです。

- ・補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- ・次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- ・その他、補助金の交付等に関する規則及び交付要綱等の定めるところに従わなければなりません。

イ 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

(3) 計画変更、中止・廃止

ア 変更、中止・廃止事由の発生

補助事業の内容を変更しようとする場合、取りやめる場合は、速やかに(2)(3)の手続きをとってください。

イ 計画変更時(第4号様式)

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・変更承認申請書(P25 記載例5参照)
- ・変更箇所に係る確認書類※及び事業計画書

※金額の変更：契約書又は見積書／機種の変更：仕様書等

注：太陽光発電システム等の仕様等に変更がない場合で、交付決定額から20%以内の減額となる変更については、変更承認申請は不要です。

ウ 中止・廃止時(第8号様式)

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・中止・廃止承認申請書(P26 記載例6参照)

5 事業の完了報告

(1) はじめに

ア 事業の完了とは

事業の完了日は、次の3つが全て完了した日です。

- ①新たに導入した設備や設備が設置された共同住宅の「引渡し」
- ②新たに導入した設備や設備が設置された共同住宅の代金の「支払い」
- ③新たに導入した設備の「設置工事」

イ 書類提出の注意点

事業が完了してから 2箇月以内又は令和3年4月30日(金)のいずれか早い日までに実績報告書類(「2 提出が必要な書類」参照)を県へ提出してください。 (必着)

令和3年3月31日(水)までに実績報告書類を提出できない場合は、実施状況報告書(P27 記載例7参照)を提出してください。 (必着)

<事業完了時期・必要書類・提出期限>

完了日	必要書類	提出期限
① 1月31日まで	実績報告	完了日から2か月以内
② 2月1日から2月28日の間	状況報告	3月31日(水)
	実績報告	完了日から2か月以内
③ 2月29日から3月31日の間	状況報告	3月31日(水)
	実績報告	4月30日(金)

注：日付はいずれも令和3年

提出された実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

注：提出先、部数はP17「7 問合せ先・書類の提出先」参照

(2) 提出が必要な書類

提出する書類は以下のとおりです。必要書類を確認の上、提出してください。

様式番号等	提出書類	備考
第12号様式	実績報告書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P28 <u>記載例8</u> 参照)
添付資料	振込口座情報確認書類(写し)	以下の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。(申請者名義の口座に限る。なお、ネットバンク等の場合は、以下の事項を確認できる画面等の写しで可) ・補助金振込先の口座名義人(フリガナ) ・金融機関名及び店名 ・預金の種類 ・口座番号
第12号様式別紙1	事業結果報告書	所定の様式に必要な事項を記載してください。(P30 <u>記載例9</u> 参照)

添付資料	支出を証する書類（写し）	領収書や支払確認書類など、補助事業に係る支出を証する書類の写しを提出してください。
添付資料	支出を証する書類の内訳書（写し）	上記の支出を証する書類に、太陽光発電システム等に係る経費の額が明記されていない場合は、太陽光発電システム等に係る経費の額を証する書類を提出してください。 ※領収書の内訳書や明細書等がこれに当たります。適切な書類がない場合は、所定の参考様式に必要事項を記載し、提出してください。（P33 記載例11 参照）
添付資料	出荷証明書・保証書	新たに導入した太陽光発電システム等の出荷証明書又は保証書の写しを添付してください。 ＜出荷証明書・保証書で確認すること＞ ①太陽電池モジュールの型式と設置枚数 ②パワーコンディショナーの型式、製造番号 ③電池ユニットの型式、製造番号 ④その他太陽光発電システム等を構成するための機器の型式、製造番号 ⑤太陽光発電システム等のパッケージ型番（②～④の組合せで特定できる場合も可） ※太陽光発電システムの出荷証明書又は保証書が提出できない場合は、太陽電池モジュールの型式、枚数等が確認できる出力対比表を提出してください。メーカーが発行する出力対比表がない場合は、参考様式（P34 記載例12 参照）に必要事項を記載し、製造番号票（写し）を添付してください。
添付資料	実際の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	【機器配置図】 機器の配置が確認できる図面としてください。なお、屋根にパネルを設置する場合は、屋根の寸法等が分かるように作成してください。 【システム系統図・単線結線図】 通常時（連携運転時）と停電時（自立運転時）の両方で自家消費型太陽光、蓄電システム、分電盤の接続関係が確認できるとともに、電力の流れが確認できる図面としてください。 ※既存の設備を残したまま増設を行う場合は、既存設備についても記載してください。
添付資料	太陽光発電システム等の設置状況を示すカラー写真	共同住宅の全体写真とともに、新たに導入した太陽光発電システム等の設置後の次の完成写真を添付してください。 ①太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真 ②パワーコンディショナーの型式、製造番号が確認できる写真

		<p>③電池ユニットの型式、製造番号が確認できる写真</p> <p>④その他太陽光発電システム等を構成するための機器の写真（パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備など）</p> <p>⑤導入した設備（①～④）が稼働可能なことが確認できる写真</p> <p>※表示装置などで稼働状況を表示している画面などを撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携運転時の写真（試運転時の写真も可） ・ 自立運転時の写真（自立運転機能の確認を行った写真）
添付資料	建物の登記関係書類	賃貸共同住宅を新築した個人又は法人で、交付申請時に検査済証（写し）又は登記事項証明書を提出できなかった場合には、いずれかの書類を提出してください。
第1号様式別紙2	役員等氏名一覧表	<p>建築主が交付申請を行った場合にあっては。申請後に設立された管理組合について、所定の様式に記載して提出してください。</p> <p>※神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載してください。（P23 記載例3参照）</p>
添付資料	引渡し証明	共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡しの期日を証する書類を提出してください。様式は問いません。
第12号様式別紙2	設置完了証明書	<p>所定の様式に必要な事項を記載してください。（P32 記載例10参照）</p> <p>※自家消費型太陽光発電システムと蓄電システムの施工事業者が異なる場合は、事業者ごとに作成してください。</p>
添付資料	その他知事が必要と認める書類	県が必要に応じて指示する場合に提出してください。

6 補助金の交付

(1) 補助金の振込み

実績報告書類の内容審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。

交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行います。

交付決定時から金額に変更がない場合は特段の通知は行いません。

(2) 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、以下の点に留意してください。

- 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」といいます。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
自家消費型太陽光発電システム	17年（建物附属設備の場合は15年）
蓄電システム	6年

- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から、自家消費型太陽光発電システムに係る証拠書類等は17年間、蓄電システムに係る証拠書類等は10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。
 - ア 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき。
 - イ 法人又は管理組合にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

7 問合せ先・書類の提出先

(1) 問合せ先

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階
電話 045-210-4115 (直通)

「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金」ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/kanagawa-kyoudouzyutaku.html>

(2) 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、以下の宛先に郵送してください。

(県から問合せがあった際などのために必ず写しを手元に保管してください。)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課
共同住宅用太陽光補助金担当

資料（記載例）

— 目次 —

【申請時に必要な書類（要綱第7条関係）】

記載例 1	交付申請書（第1号様式）	19
記載例 2	事業計画書（第1号様式別紙1）	21
記載例 3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）	23
記載例 4	委任状（第1号様式別紙3）	24

【計画変更時に必要な書類（要綱第12条関係）】

記載例 5	変更承認申請書（第4号様式）	25
-------	----------------	----

【中止・廃止時に提出が必要な書類（要綱第12条関係）】

記載例 6	中止・廃止承認申請書（第8号様式）	26
-------	-------------------	----

【実施状況報告時に提出が必要な書類（要綱第13条関係）】

記載例 7	実施状況報告書（第11号様式）	27
-------	-----------------	----

【実績報告時に提出が必要な書類（要綱第16条関係）】

記載例 8	実績報告書（第12号様式）	28
-------	---------------	----

記載例 9	事業結果報告書（第12号様式別紙1）	30
-------	--------------------	----

記載例 10	設置完了証明書（第12号様式別紙2）	32
--------	--------------------	----

【参考様式】

記載例 11	経費の額を証する書類（参考様式）	33
--------	------------------	----

記載例 12	出力対比表（参考様式）	34
--------	-------------	----

別表2 第1号様式（第6条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

書類の作成日を記載

神奈川県知事 殿

申請者	郵便番号	〒231-8588	個人：実印又は認印 法人又は管理組合： 代表者印
	住所 〔法人等の場合は所在地〕	横浜市中区〇〇1-2-3	
	フリガナ	ヨコハマカンクミアイ	印
	氏名 〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕	横浜中マンション管理組合 かかがり けん 理事長 神奈川 健	
	(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)		
	生年月日	T・S・H 年 月 日生	個人の場合に 記載
	性別	男 ・ 女	

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第1号様式別紙2に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

共同住宅に新たに太陽光発電システム等を導入する。

2 補助金交付申請額

1,000,000円（千円未満切捨て）

（添付資料）

- (1) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 補助事業に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの
- (3) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、太陽光発電システム等に係る経費の額が明記されていない場合は、太陽光発電システム等に係る経費の額を証する書類
- (4) 太陽光発電システム等に係る仕様書
- (5) 太陽光発電システム等に係る設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）
- (6) 補助事業者が個人の場合は全ての補助事業者の住民票（発行日から3か月以内のもの）、法人の場合は全ての補助事業者の定款（写し）及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）、管理組合の場合は規約（写し）
- (7) 補助事業者が管理組合の場合は、太陽光発電システム等の設置が管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類（建築主が申請する場合にあつては、太陽光発電システム等が後に設立される管理組合により管理されることを信じさせるに足る書類）
- (8) 補助事業者が法人又は管理組合の場合は、全ての補助事業者の役員等氏名一覧表（第

1号様式別紙2)

- (9) 補助事業者が賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合は、当該共同住宅の所有を証明する登記事項証明書又はこれに代わるもの（当該共同住宅を新築する場合にあっては、建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの）
- (10) 補助事業者が賃貸共同住宅を所有する個人の場合において、第6号の住民票に記載されている住所及び前号の登記事項証明書又はこれに代わるもの（当該共同住宅を新築する場合にあっては、建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの）に記載されている当該共同住宅の所在地が同一の場合は、新たに導入する自家消費型太陽光発電システムで発電された電力の全部又は一部を自らの居住の用に供さないことが確認できる書類
- (11) 補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者を代表して申請手続きを行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続きに係る委任状（第1号様式別紙3）
- (12) その他知事が必要と認める書類

【申請者の連絡先】

TEL :	045-210-4140	FAX :	
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

【導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先】

※ 交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者に確認することがあります。

(自家消費型太陽光発電システム)

事業者名 :			
TEL :		FAX :	
部署名・役職名		担当者名	

(蓄電システム)

事業者名 :	〇〇株式会社△△支店		
TEL :	123-456-7890	FAX :	
部署名・役職名	設計	担当者名	川崎 清

【誓約事項】

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

契約や工事の内容等についての問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記載してください。

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)		横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健	
補助事業で設置する設備を設置した共同住宅について (該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は、地番も記載)	横浜市中区〇〇1-2-3	
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 分譲共同住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅	
	取得の別	有	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅 (<input type="checkbox"/> 改築あり)
		無	
事業着手予定日※1		令和〇年〇月〇日	
事業完了予定日※2		令和〇年〇月〇日	

※1 太陽光発電システム等について、共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、当該共同住宅の引渡し日、その他の場合は、太陽光発電システム等の設置工事の着工日を記載してください。

※2 次のうち、最も遅いものの予定日を記載してください (実補助事業を施する年度の3月31日まででなければなりません。)

- (1) 新たに導入した太陽光発電システム等又は新たに導入した太陽光発電システム等が設置された共同住宅の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電システム等又は新たに導入した太陽光発電システム等が設置された共同住宅の代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電システム等の設置工事の完了

2 設備の概要

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金申請要領を「申請要領」と記しています。

太陽電池モジュールのメーカー名	〇〇〇
太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数	(型式番号: ABC-250) 250 W × 20枚 = 5,000W
	(型式番号: DEF-150) 150 W × 8枚 = 1,200W
	(型式番号:) W × 枚 = W
	(型式番号:) W × 枚 = W
	太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計) kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切捨て)
パワーコンディショナーのメーカー名	□□□

パワーコンディショナーの公称最大出力及び接続する太陽電池モジュールの出力※	(一台目) (型式番号: GHI-50)	3.0 kW (3.7kW)
	(二台目) (型式番号: JKL-40)	2.0 kW (2.5 kW)
	(三台目) (型式番号:)	kW (kW)
	(小数点第3位以下切捨て)	
蓄電システムのメーカー名	△△△	
パッケージ型番	MNO-1 2 3 4 5	
蓄電容量	10.0kWh (小数点第3位以下を切捨て)	
設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	上記の設備は全て申請要領に定める設備に係る要件を満たす設備である。	■はい □いいえ
	上記の設備は全て未使用品である。 ※電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した蓄電システムによって、蓄電システムとして製品化された後の実績がないものは未使用品とみなす。	■はい □いいえ

パワーコンディショナーが複数の場合は、設計図面、仕様書等を参照して実際の配分を記載してください。

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

蓄電容量は「定格容量」を記載してください。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

太陽光発電システム等の導入に係る経費 (A=B+C)	3,200,000 円
太陽光発電システム等の設備費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (B)	2,200,000 円
(うち、太陽電池モジュールにかかる経費)	()円
(うち、架台部分にかかる経費)	()円
(うち、蓄電池にかかる経費)	()円
(うち、パワーコンディショナーにかかる経費)	()円
(うち、非常用電気設備にかかる経費)	()円
(その他 (モニター、ケーブル等) の設備費)	()円
太陽光発電システム等の工事費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (C)	1,000,000 円
国の補助金を受ける場合、その金額(太陽光発電システム等該当額 (D))	70,000 円
補助対象経費 (E=A-D)	3,130,000 円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (F=E/3)	1,043,333 円
予定額 ((F) 又は1,000千円のうち、いずれか低い額) (G)	1,000,000 円
補助金交付申請額 ・ 太陽光発電の導入量が3kW未満の場合 →申請額 = (G) × 1/2 ・ 太陽光発電の導入量が3kW以上の場合 →申請額 = (G) (千円未満を切捨て)	1,000,000 円

契約書等により経費の内訳が確認できれば省略可

今回は導入量「5.0kW」なので (G) の金額が申請額となる。

記載例3

別表2 第1号様式別紙2

書類の作成日を記載

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者 理事長	神奈川 健	カナガリ ケン	T S H 44.4.4	男	横浜市中区〇〇1 -2-3-101
理事	鎌倉 逗子	カマクラ トコ	T S H 56.5.6	女	横浜市中区〇〇1 -2-3-201
理事	三浦 大和	ミウラ ヤマト	T S H 55.5.5	男	横浜市中区〇〇1 -2-3-301
理事	葉山 綾	ハヤマ アヤ	T S H 43.4.3	男	横浜市中区〇〇1 -2-3-401
理事	松田 開成	マツダ カイセイ	T S H 33.3.3	男	横浜市中区〇〇1 -2-3-501
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

神奈川県警本部に照会する際に必要な項目なので、全ての項目に記載してください。

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称) 横浜中マンション管理組合

代表者印

(代表者の職・氏名) 理事長 神奈川 健

印

記載例 4

別表 2 第 1 号様式別紙 3

補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状

書類の作成日を記載

令和〇年〇月〇日

委任者 住所（法人等の場合は所在地）

小田原市〇〇 3 - 2 - 1

フリガナ

氏名

カイ アイ

中井 愛

〔法人等の場合は名称
及び代表者の職・氏名〕

委任者が個人：実印又は認印
委任者が法人：代表者印

印

フリガナも
必ず記載

（個人にあつては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日

T・S H 58年5月8日生

性別

男・女

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者

申請者の情報を記載

代表者

住所（法人等の場合は所在地）

小田原市〇〇 3 - 2 - 1

氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）

中井 平

記載例 5

別表 2 第 4 号様式 (第 11 条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日

書類の作成日を記載

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 231-8588

住所 横浜市中区〇〇1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕

氏名 横浜中マンション管理組合
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕
理事長 神奈川 健

印

交付決定通知書の
日付、番号を記載

申請時と同じ印

____年__月__日付け 産総 第____号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 円 変更後 円 (千円未満切捨て)

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容	蓄電システムの型式 MNO-12345 (定格容量10.0kWh)	蓄電システムの型式 JKL-12346 (定格容量4.9kWh)
	太陽電池モジュール枚数 ABC-250×20枚	太陽電池モジュール枚数 ABC-250×16枚
	DEF-150×8枚 (定格出力6.2kW)	DEF-150×8枚 (定格出力5.2kW)

3 変更の理由

屋根の形状変更に伴って、設置できる太陽電池モジュールにも変更が生じ、また、あわせて導入する蓄電システムも変更したため。

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金中止・廃止承認申請書

書類の作成日を記載

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒 231-8588

住所 横浜市中区〇〇1-2-3
〔法人等の場合は所在地〕

氏名 横浜中マンション管理組合 印
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕
理事長 神奈川 健

交付決定通知書の
日付、番号を記載

申請時と同じ印

〇〇年〇月〇日付け 産総 第〇〇号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したので、承認を受けたく、申請します。

1 中止・廃止の内容

太陽光発電システム等の設置工事

2 中止・廃止の理由

設置工事を年度内に終わることができないため。

別表 2 第11号様式 (第12条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金実施状況報告書

書類の作成日を記載

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇1-2-3

氏 名
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

横浜中マンション管理組合 印
理事長 神奈川 健

交付決定通知書の
日付、番号を記載

申請時と同じ印

____年__月__日付け 産総 第 ____ 号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金に係る事業の令和3年3月30日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

太陽光発電システム等の設置工事を3月26日に完了した。

2 補助対象経費の執行状況

3月27日に支払を完了している。

別表 2 第12号様式 (第15条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日

書類の作成日を記載

神奈川県知事 殿

申請者	郵便番号	〒 231-8588
	住所	横浜市中区〇〇1-2-3 法人等の場合は所在地
	氏名	横浜中マンション管理組合 印 理事長 神奈川 健
		(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

交付決定通知書の
日付、番号を記載

申請時と同じ印

____年__月__日付け 産総 第____号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

(添付資料)

- (1) 事業結果報告書 (第12号様式別紙 1)
- (2) 補助金振込先の口座名義人 (フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し (補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。)
- (3) 補助事業に係る支出を証する書類 (写し)
- (4) 前号の支出を証する書類 (写し) に、太陽光発電システム等に係る経費の額が明記されていない場合は、太陽光発電システム等に係る経費の額を証する書類
- (5) 設置完了証明書 (第12号様式別紙 2)
- (6) 新たに導入した太陽光発電システム等の出荷証明書 (写し) 又は保証書 (写し) 若しくはこれに代わるもの
- (7) 実際の太陽光発電システム等に係る設置図 (機器配置図、システム系統図及び単線結線図)
- (8) 新たに導入した太陽光発電システム等の設置状況を示す次の写真 (カラー)
 - ア 建物全体写真
 - イ 新たに導入した太陽光発電システム等の設置後の完成写真
- (9) 第6条に規定する申請を建築主が行った場合は、当該申請後に設立された管理組合の役員等氏名一覧表 (第1号様式別紙 2)
- (10) 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更する場合は、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金仕様変更報告書 (第12号様式別紙 3) 及び変更に係る書類
- (11) 補助事業者が賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合であって、第7条に規定する申請の際に、当該共同住宅の所有を証明する登記事項証明書又はこれに代わるものを提出できなかった場合は、登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (12) 共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡しの期日を証する書類
- (13) その他知事が必要と認める書類

(補助金振込先) ※ 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義人	(フリガナ) ヨコハママンションカンクミアイ リジチョウ カガリ ケン 横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健
金融機関名	〇〇銀行
店名	△△支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7

注1 「(補助金振込先)」は、補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

事業結果報告書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)		横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健	
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について (該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)	横浜市中区〇〇1-2-3	
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 分譲共同住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅	
	取得の別	有 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他	無 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅 (□改築あり)
事業着手日※1		令和元年 11月 5日	(2)
事業完了日※2		令和元年 12月 2日	
設置した太陽光発電システム等の所有権は全て申請者に移転済みである		<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

共同住宅の購入の場合
→引渡し証明の日付
新築・設置工事の場合
→設置完了証明書の太陽光発電システム等の着工日

※1 太陽光発電システム等が設置された共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡し日、その他の場合は、太陽光発電システム等の設置工事の着工日を記載してください。

※2 次のうち、最も遅い日を記載し、() に該当する番号を記載してください。

- (1) 新たに導入した太陽光発電システム等又は新たに導入した太陽光発電システム等が設置された共同住宅の引渡し 引渡証明書類の日付
- (2) 新たに導入した太陽光発電システム等又は新たに導入した太陽光発電システム等が設置された共同住宅の代金の支払完了 領収書などの支払日
- (3) 新たに導入した太陽光発電システム等の設置工事の完了 設置完了証明書の完了日

2 設備の概要

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電システム等導入費補助金申請要領を「申請要領」と記しています。

太陽電池モジュールのメーカー名	〇〇〇		
太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数	(型式番号: ABC-250)	250 W × 20 枚 =	5,000 W
	(型式番号: DEF-150)	150 W × 8 枚 =	1,200 W
	(型式番号:)	W × 枚 =	W
	(型式番号:)	W × 枚 =	W
	太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計)		
(合計はキロワット表示で小数点第3位以下切り捨て)			
パワーコンディショナーのメーカー名	□□□		

パワーコンディショナー の公称最大出力及び接 続する太陽電池モジュ ールの出力※	(一台目)(型式番号: GHI-50)	3.0 kW (3.7 kW)
	(二台目)(型式番号: JKL-40)	2.0 kW (2.5 kW)
	(三台目)(型式番号:)	kW (kW)
	(小数点第3位以下切り捨て)	
蓄電システムのメー カー名	△△△	
パッケージ型番	MNO-12345	
蓄電容量	10.0 kWh (小数点第3位以下を切り捨て)	
設置する設備の要件 (該当する口に「✓」)	上記の設備は全て申請要領に定める 設備に係る要件を満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	上記の設備は全て未使用品である ※電気自動車のリユースバッテリーを使用し て製品化した蓄電システムであって、蓄電 システムとして製品化された後の使用実績 がないものは未使用品とみなす。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

太陽光発電システム等の導入に係る経費 (A=B+C)	3,200,000 円
太陽光発電システム等の設備費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (B)	2,200,000 円
(うち、太陽電池モジュールにかかる経費)	()円
(うち、架台部分にかかる経費)	()円
(うち蓄電池にかかる経費)	()円
(うち、パワーコンディショナーにかかる経費)	()円
(うち、非常用電気設備にかかる経費)	()円
(その他 (モニター、ケーブル等) の設備費)	()円
太陽光発電システム等の工事費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (C)	1,000,000 円
国の補助金を受ける場合、その金額(太陽光発電システム等該当額 (D))	70,000 円
補助対象経費 (E=A-D)	3,130,000 円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (F=E/3)	1,043,333 円
予定額 ((F) 又は1,000千円のうち、いずれか低い額) (G)	1,000,000 円
補助金交付申請額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電の導入量が3kW未満の場合 →申請額 = (G) × 1/2 ・ 太陽光発電の導入量が3kW以上の場合 →申請額 = (G) (千円未満を切捨て)	1,000,000 円

記載例10

別表2 第12号様式別紙2

設置完了証明書

書類の作成日を記載

令和〇年〇月〇日

次のとおり補助事業で設置する設備等の設置が完了したことを証明します。

本件施工について証明できる責任者であれば可

販売・設置・施工事業者名

〇〇株式会社△△支店

(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

支店長 二宮 泰

印

販売・設置・施工事業者所在地

茅ヶ崎市□□3-4-5

販売・設置・施工担当者名

川崎 清

連絡先電話番号

(123) 456-7890

補助金申請者等

申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）	横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健
補助事業で設備を設置した共同住宅の所在地	横浜市中区〇〇1-2-3

太陽光発電システム等の設置・施工の情報

自家消費型太陽光発電システムの設置・施工期間	着工日	令和元年 11月 5日
	完了日	令和元年 11月 25日

蓄電システムの設置・施工期間	着工日	令和元年 11月 15日
	完了日	令和元年 11月 25日

設備の種類	設置の有無 ※
自家消費型太陽光発電システム	■
蓄電システム	■

自家消費型太陽光発電システムと蓄電システムの施工事業者が異なる場合は、それぞれで作成してください。

運転機能の確認

機能の種類	確認の有無 ※
通常時の運転	■
停電時の運転	■

両方の運転機能について確認してください。

※ 設置した設備、確認した運転機能について□に「✓」を記載してください。

記載例11

書類の作成日を記載

令和元年9月27日

神奈川県知事 殿

- ・証明する書類に合わせる。
- ・契約者、宛名を合わせる。
(複数の場合は全て記載)

〇〇(、△△)と□□間の契約書

令和2年9月20日付け 〇〇(、△△)宛ての 領収書 記載の金額のうち、補助対象となる経費の内訳明細は以下のとおりであることを証明します。

会社名

責任者役職・氏名

〇〇株式会社△△支店

支店長 二宮 泰

社印

又は代表者印

本件について証明できる
責任者であれば可

契約書

領収書

記載の金額のうち補助対象となる経費

太陽光発電システム等

3,200,000 円 (税抜き)

記載例12

出力対比表

補助金申請者氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）	横浜中マンション管理組合 理事長 神奈川 健	販売店名 ○○株式会社 △△支店 電話番号 123-456-7890	印
製造メーカー名	○○○		

太陽電池モジュール1

型式名	A B C - 2 5 0		
公称最大出力	2 5 0 . 0 W	設置枚数	2 0 枚
公称最大出力の合計値	5 0 0 0 . 0 W	型式ごとの測定出力	
測定出力の合計値	5 1 5 0 . 5 W		

太陽電池モジュール2

型式名	D E F - 1 5 0		
公称最大出力	1 5 0 . 0 W	設置枚数	8 枚
公称最大出力の合計値	1 2 0 0 . 0 W		
測定出力の合計値	1 3 2 1 . 4 W		

太陽電池モジュール3

型式名			
公称最大出力	. W	設置枚数	枚
公称最大出力の合計値	. W		
測定出力の合計値	. W		

太陽電池モジュール4

型式名			
公称最大出力	. W	設置枚数	枚
公称最大出力の合計値	. W		
測定出力の合計値	. W		

自家消費型太陽光発電システム全体

測定出力の総合計値	6 4 7 1 . 9 W		
-----------	---------------	--	--

製造番号及び測定出力は別添の製造番号票（写し）のとおりである。

必ず添付すること。